

ご存じですか？ 税制改正の主なポイント

☎税務課市民税係 ☎22-1313

平成19年に収入が減り所得税が課されなかった方で、一定の条件を満たす方は、「所得変動に係わる住民税の減額措置」を申告により受けることができます

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響を受けず、住民税率の変更による税負担の影響のみを受ける方（平成19年の収入が退職などにより大幅に減った方）については、既に納付済みの平成19年度分の住民税から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します。

●対象者 平成19年度分の課税所得（分離課税分含まず）が所得税と住民税の人的控除の差額より大きく、さらに平成20年度分の課税所得（分離課税分含む）が、所得税と住民税の人的控除の差額以下の方。
※課税所得とは、所得から各種所得

■所得税と住民税の人的控除の差

控除の種類		金額	控除の種類		金額
障害者控除	普通	1万円	扶養控除	一般	5万円
	特別	10万円		特定	18万円
寡婦控除	一般	1万円		老人	10万円
	特例加算	4万円		同居老親	13万円
寡夫控除		1万円	同居特別障害者加算		12万円
勤労学生控除		1万円	配偶者特別控除	38万円以上40万円未満	5万円
配偶者控除	一般	5万円	40万円以上45万円未満		3万円
	老人	10万円	基礎控除		5万円

所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方は控除しきれなかった分を市町村へ申告をすると住民税（所得割）から控除されます

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成18年末まで入居され、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税（所得割）から控除できます。給与所得者については、平成19年分の給与所得の源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」が記載され、この金額が源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額」より大きい場合、住民税の住宅ローン控除の対象となります。

住民税の住宅ローン控除額は、「住宅ローン控除可能額」と「税源移譲前の税率を用いて算出した所得税額」のいずれか少ない金額から「所得税の住宅ローン控除額」を差し引いた金額です。平成20年以降「住民税の住宅ローン控除」の適用を受けるためには、毎年「市町村民税道

除を差し引いた額です。
※所得変動に伴う住民税の還付を受けるには、市町村へ「減額申告書」を提出することが必要です。

平成19年1月1日現在お住まいの市町村へ減額申告書を提出することとなっていますので、平成19年中に本市に転入し、該当される方は平成19年度の住民税を課税した市町村へ申告を行ってください。

なお、個別の対象・非対象については、住民税が確定する（平成20年度は6月13日）までお答えできませんので、ご了承ください。

※詳しくはお問い合わせください。
●申告期間 7月1日(火)～31日(木)

平成17年1月1日時点で65歳以上であった皆さまへ

65歳以上の方（昭和15年1月2日以前に生まれた方）に適用されていた住民税の老年者非課税措置が、少子高齢化が急速に進行する中で、年齢にかかわらず公平に税負担を分かち合う観点から、平成18年度課税分以降廃止されました。

このため、急激な税負担を軽減する経過措置が設けられ、平成18年度には税の3分の2、平成19年度には税額の3分の1が軽減されていましたが、平成20年度にはこの経過措置がなくなります。

損害保険料控除から地震保険料控除へ

地震災害に対する市民の皆さん一人ひとりの備えにより、将来的な負担の軽減を図り、資産の保全を進めるため、地震保険料控除が新たに創設されました。居住者など（生計を一にする配偶やそのほかの親族を含みます）の所有する居住用家屋・生活用動産（例：住宅、マンション、家財など）を対象とした損害保険契約等にかかる地震等損害部分の保険料（地震保険料）を支払った場合には、平成20年度より市県民税の控除の対象になります。これに伴い、これまでの損害保険料控除が変わります。

①平成20年度から短期損害保険料控除が控除対象からはずれず、②長期損害保険料は、平成18年末日までに締結したものに限り、控除の対象となります。

③1つの契約で地震保険料と長期損害保険料を支払っていた場合には、地震保険料または長期損害保険料のどちらか有利な方の控除を受けられます。

■新しい地震保険料控除

控除内容	控除限度額
地震保険料契約に関する保険料の2分の1	2万5千円
【経過措置】平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約については、従前の損害保険料控除が適用されます。	1万円
地震保険料と長期損害保険料がある場合は、地震保険料控除額と長期損害保険料控除額の合計	2万5千円

平成20年度

市民税・県民税の申告相談

2月1日(金)～3月17日(月)

◆申告を必要とする方

今年1月1日現在、市内に住所を有している方は、原則として申告書を提出しなければなりません。

●該当される方

- 商業や農業、製造業などの事業を営んでいる方
 - 譲渡、不動産、配当、利子、雑収入などの所得があった方
 - 給与所得以外に公的年金(国民年金や厚生年金、農業者年金、各種共済組合年金など)による所得があった方
 - 給与または公的年金などを2カ所以上から受け取っている方
 - 給与所得者または公的年金等所得者で、事業所や公的年金等支払者が、給与支払報告書または公的年金等支払報告書を市に提出されていない方
 - 国民健康保険に加入している方
- ※収入のなかった方も、申告書に添付されている用紙に収入のなかった事由を書いて提出してください。

なお、所得税の確定申告書を税務署に提出される方や、給与支払報告書が市に提出されている方は市・県民税の申告を行う必要はありません。

◆所得の種類により受付窓口がかわれます

申告相談時の待ち時間を緩和するため、所得の種類により、窓口を2つに分けて受け付けします。

- ①給与・年金のみの所得の方
- ②給与・年金以外に所得のある方

◆申告に必要なもの

- ①所得の状況が明らかな帳簿や領収書、または計算資料など、これらが確認できるもの
 - ②配偶者や扶養親族などの収入額が分かるもの
 - ③医療費などの受領書
 - ④生命保険料や地震保険料などの控除証明書
 - ⑤印鑑
- ※農業所得や事業所得、不動産所得の計算書が必要な方は、各地区公民館の窓口または市庁舎1階税務課窓口でお受け取りください。

◆所得税の確定申告

所得税の確定申告は、平成19年中の所得と、それに対する所得税の納め過ぎや不足分を精算するための申告です。

源泉徴収や予定納税で納め過ぎになっている方や、給与所得の方で雑損控除や医療費控除を受けられる方、年の途中で退職し、その後就職しないため年末調整を受けなかった方などは、確定申告をしないと納め過ぎになっている税金が還付されません。税金の還付申告を行う方は、1月4日以降、税務署で受け付けますので、お早めに申告してください。

なお、申告の際は印鑑(シャチハタ以外のもの)と預金通帳(郵便貯金通帳も可)を持参してください。

今年も円滑に申告業務を推進するため、市民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

◆自書申告を希望される方に

所得税の確定申告は、申告納税制度の趣旨から確定申告書の「自書申告」を推進しています。自書申告を希望される方は、1月末から市庁舎1階税務課窓口で申告書を用意していますのでご利用ください。

また、インターネットにも「所得税の確定申告書作成コーナー」がありますのでご利用ください。

●国税庁ホームページURL

http://www.nta.go.jp

●受付時間 / 9:00～11:00および13:00～17:00
※各公民館の受け付け終了時間は15:30です。

市・県民税申告相談日程表

相談日	曜日	自治会		相談会場	相談日	曜日	自治会		相談会場	
		午前	午後				午前	午後		
2月1日	金	上戸沢、下戸沢、赤井畑、冷清水	大熊、東、塩倉、中北、猿鼻	小原公民館	2月26日	火	八宮、芹沢、蔵王	山根、不忘、川原子	市庁舎4階大会議室	
2月4日	月	新町、赤坂、湯元、明戸、小久保	保守点検のため受け付けできません。		2月27日	水	滝上、尾籠、岩ノ上	滝下		
2月5日	火	越河1区・2区・3区	越河4区・5区・6区	越河公民館	2月28日	木	本町、中町、長町、巨理町	短ヶ町、寿町、清水小路		
2月6日	水	越河7区・8区	越河9区・10区		2月29日	金	南町、新町	南町		
2月7日	木	斎川1区・2区・3区	斎川4-1区・4-2区・5区・6区	斎川公民館	3月3日	月	田町	田町		
2月8日	金	斎川7-1区・7-2区・8区	保守点検のため受け付けできません。		3月4日	火	西益岡	中益岡、東益岡		
2月12日	火	白川1区・7区	白川2区・4区	白川公民館	3月5日	水	柳町	本郷第一		
2月13日	水	白川3区・5区・6区	保守点検のため受け付けできません。		3月6日	木	本郷第二、本郷第四、郡山	旭町		
2月14日	木	大鷹沢1区・2区	大鷹沢3区・4区・6区	大鷹沢公民館	3月7日	金	本郷第三	本郷第三		
2月15日	金	大鷹沢5区・7区・8区・田中	大鷹沢9区・10区・11区・12区		3月10日	月	申告書の電算処理のため受け付けできません。			
2月18日	月	機材などの移動および保守点検のため受け付けできません。			3月11日	火	上郡山第一、上郡山第二	鷹巣、小下倉		
2月19日	火	大平2区・3-1区	大平1区・8区・城南の丘	市庁舎4階大会議室	3月12日	水	緑が丘	寿山		
2月20日	水	大平3-2区・7区	大平4区・5区・6区		上記日程で申告できなかった方	3月13日	木			
2月21日	木	西区上、西区下	南区、東区							
2月22日	金	北区、三住	上原、下原、山ノ下							
2月25日	月	沖	鎌先、弥治郎、大網		3月17日	月				

※庁舎正面駐車場の混雑が予想されますので、城下広場駐車場をご利用願います。

●申告相談に当たっては、以下の点についてあらかじめご了承くださいませようお願いします。

- ・午前中に受け付けを済ませた方でも、受け付け人数によっては午後からの相談となる場合があります。
- ・3月13日(木)・14日(金)・17日(月)は大変込み合いますので、できる限り指定した日での申告にご協力ください。
- ・地区公民館での申告日に当たる2月1日(金)～15日(金)は、担当職員全員が会場に移動するため、市役所での申告は受け付けできません。
- ・2月27日(水)・3月6日(木)のみ、夜間の受け付け(18:30～19:30)を市庁舎4階大会議室で実施します。なお、酪農や肉用牛の申告をされる方は、相談に時間がかかりますので夜間受け付けはご遠慮ください。
- ・2月4日(月)・8日(金)・13日(水)の午後および18日(月)は、申告システムの保守点検などのため受け付けできません。また、3月10日(月)は、申告書の処理日のため受け付けできません。

この申告は、市民税・県民税が算定されるばかりでなく、国民健康保険税（申告がないと国保税の軽減が受けられない場合があります）や後期高齢者保険料、所得証明書などの資料となる大変重要な手続きです。市税の納付は口座振り替えが便利です。

☎税務課市民税係 ☎22-1313